

特定技能外国人の受入事業を実施する民間団体の設立について（2025年3月開催のセミナーでいただいた御質問と回答の概要）

No.	分類	御質問	経済産業省回答
1	構成員	一般社団法人は、どのようなメンバーにより構成されるのか。参加する業界団体を知りたい。	一般社団法人は、業界団体となる正会員及び特定技能外国人の受入事業所となる賛助会員から構成されます。登録支援機関等は正会員や賛助会員でなく、協力機関（情報会員））としての位置付けを予定しています。正会員として入会する業界団体名については、6月下旬を目途にご連絡します。
2	構成員	正会員と賛助会員はどう違うのか。	正会員は業界団体、賛助会員は特定技能外国人の受入事業所となります。
3	構成員	現在外国人採用窓口として協同組合を利用しているが、協同組合と今回の団体との関係はどうなるのか。	採用窓口である協同組合が、監理団体のことを指しているのであれば、監理団体や登録支援機関は、任意で協力機関（情報会員）となっていただくことを検討しています。準備が整いましたらご案内します。
4	構成員	正会員はどのような貢献をすることが求められているのか。	正会員は各業界団体に所属する賛助会員の意見を踏まえ、特定技能制度の円滑な運営等に向けた活動を行うことが期待されます。総会では議決権を持ち、新団体の決議に参加します。
5	構成員	賛助会員について、正会員団体に所属する場合と所属しない場合、どちらを選択してもいいのか。 サービスの違いやメリット、デメリット等はあるのか。	正会員団体に所属しているかどうかは、正会員となる業界団体を別途ご案内するようにします。正会員団体に所属している受入事業所は、賛助会員としての年会費が割引されます。ただしサービスの違いはありません。
6	賛助会員（受入事業所）	今後、賛助会費を払わないと現在在籍している特定技能外国人を引き続き雇用できず、かつ今後新しい特定技能外国人を雇えないのか。	その通りです。工業製品製造業分野で特定技能外国人を受け入れる場合、全ての受入事業所には、賛助会員として事業所単位で新団体へ加入いただき、年会費を納めていただくことが必要です。
7	賛助会員（受入事業所）	特定技能外国人を受け入れている企業は、協議会だけでなく、新しく創設されるこの法人にも加入が必須なのか。	受入事業所の加入先は、従来の製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（協議会）から新団体へ変更になりますので、団体が発足した後、一定の期間が経過すると、協議会からは退会の扱いとなります。その前に新団体への入会手続きが必要です。協議会に加入済みの事業所の新団体への移行手続きは、7－9月を予定しておりますので、6月下旬に協議会からメールにてご案内する詳細を必ずご確認ください。
8	賛助会員（受入事業所）	特定技能2号のみ受け入れている場合も新団体への加入は必要か。	必要です。
9	賛助会員（受入事業所）	団体への加入を義務付ける法的根拠は何か。	2025年3月11日、「出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）」第2条の4第1項の規定に基づく「工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」を改正し、新団体の設置や、特定技能外国人の受入事業所の新団体への加入要件を閣議決定しました。改正後の方針を踏まえ、同法に基づく経産省告示等、関連規定も整備しています。
10	正会員（業界団体）	会費を把握するにあたり、この法人の正会員団体はいつどのように公表されるか。	正会員団体として加入する業界団体については、6月下旬に協議会メールにてご連絡します。
11	協力機関（登録支援機関等）	登録支援機関は今後はどうすればいいか。新団体に加入しない場合は、協議会に加入したままでよいのか。また制度情報はどのように入手可能か。	新団体に加入しない場合は、一定期間を経過した後、協議会から退会扱いとなります。登録支援機関は、関係機関（情報会員）として、無料で新団体から制度情報等を入手できるようにしたいと考えています。詳細は別途ご案内します。
12	協議会との関係性	団体が創設された際、現在、協議会に加入している受入事業所の取り扱いについて教えて欲しい。	今後、受入事業所の所属先は、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会ではなく、新団体となります。現在協議会に加入している受入事業所の新団体へ移行手続きは7－9月を予定しており、詳細は6月下旬に協議会からメールにてご案内します。
13	協議会との関係性	これまで協議会の入会時に確認していた、対象の日本標準産業分類への該当性及び工業製品製造業分野の特定技能外国人が従事できる作業・業務区分への該当性の確認のいずれも、新団体の加入の際に確認することになるのか。またその他の確認事項はあるか。	今後は、新団体加入時に、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の入会時と同様の事項（受入事業所が行っている産業の日本標準産業分類等）の確認に加え、新団体が策定する「行動規範」の遵守意向の確認等も行うこととなります。新団体加入時の手続、提出情報の詳細については、別途ご案内します。
14	協議会との関係性	現在、協議会に加入している企業や、入会審査途中の事業所については、協議会入会時に提出した写真、帳票などは再提出なしでこの法人への加入が可能か。	協議会に提出したデータを新団体が引き継ぐことに同意いただいた場合は、再提出なしで手続きを進められるよう準備を進めています。具体的な手続きについては、別途ご案内します。
15	協議会との関係性	この団体に加入しなかった場合、協議会からも自動的に退会することになり、名簿から削除されるのか。	今後、受入事業所の所属先は製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（協議会）から新団体へ変更となります。決められた期間に新団体への入会手続きをしなければ、新団体が発足し、一定の期間が経過した後に、協議会からは退会扱いとなります。新団体への移行手続の詳細については、別途ご案内します。
16	団体の役割	建設分野に課せられている建設キャリアアップシステムのような仕組みは想定しているのか。	現時点では想定しておりません。
17	団体の役割	技能検定1級の実業について、対策や要望を中央職業能力開発協会に働きかけてもらえるのか。	新団体が運営する特定技能評価試験が対象となります。
18	団体の役割	外国人技能実習機構（OTIT）や国際人材協力機構（JITCO）とは何が違うのか。	新団体は、経済産業大臣の登録を受けた上で、工業製品製造業分野において、特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向け、製造分野特定技能評価試験の作成や実施といった事業を担う団体となり、OTITやJITCOとは役割が異なる団体となります。
19	情報開示	予算、決算、事業計画を開示して欲しい。	情報開示のあり方も含め、新団体の適正な運営を目指します。
20	新団体のサービス	新団体の役員、正会員、規模や活動内容（提供サービス）を教えてください。年会費を払い入会するにあたり、受入企業のメリットは何か。	新団体では、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会及び国の委託事業で実施してきた、情報提供、技能試験の作成・実施や相談窓口の運営等を引き継ぎつつ、以下の支援・サービスを新規に実施することを検討しています。 ・特定技能評価試験対策講座の実施、試験対策資料の拡充 ・在留申請・報告書の作成セミナーの開催 等 支援・サービス内容は、会員からお寄せいただく意見・要望及び本団体の毎年度の収支等を勘案して改善していく方針です。 また、新団体の役員や正会員は6月下旬を目途にご案内します。
21	新団体のサービス	新団体の会員であれば、試験対策講座や対策資料の提供は無料で受けられるのか。いつ頃から提供されるのか。また特定技能1号と2号いずれも対象なのか。	特定技能評価試験対策講座や試験対策資料の提供は、1号、2号いずれも会員には無料とする予定です。2025年10月より会費財源によるサービス提供の開始を予定しておりますが、具体的な時期や内容等の詳細については、別途ご案内します。
22	新団体のサービス	特定技能評価試験の問題は、実際の業務内容に沿った内容に見直すべき。	御意見を踏まえながら、よりよい試験になるよう検討してまいります。
23	新団体のサービス	ビジネスキャリア検定についても何らか対策の提供があるのか。	「ビジネス・キャリア検定3級（生産管理プランニング又は生産管理オペレーション）」については、一般社団法人 雇用問題研究会が過去問題の解説集を販売しています。※試験運営主体の中央職業能力開発協会（JAVADA）が作成したものではありません。またJAVADAが認定した講座 https://www.javada.or.jp/jigyou/gino/business/gakusyu.html#kouza も開設されていますので、ぜひご利用ください。
24	新団体のサービス	新団体による定期的な就労現場への訪問、監査対応などはあるか。	現時点では想定しておりません。
25	受入事業所の入会要件	受け入れ事業所が賛助会員の要件(生産性向上や国内人材確保の取組)を具体的に示せない場合、その事業所は特定技能外国人を受け入れることができなくなるのか。	特定技能制度は、生産性向上及び国内人材確保のための取組を行ってもなお人手不足である分野に限って外国人を受け入れる制度であり、制度を利用する事業者は継続してそれらに取り組むことが求められます。新団体では、受入事業所の取組状況を確認する予定ですが、詳細は別途ご案内します。
26	受入事業所の入会要件	現在、協議会に加入している企業は無条件で新団体の賛助会員になれるのか。新しい団体の賛助会員にならない可能性はあるのか。	新団体に加入するには、2025年3月11日に閣議決定された「工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に基づき、新団体が策定するルール（行動規範）の遵守意向等、協議会にはなかった確認事項を満たす必要があります。具体的な手続については別途ご案内します。
27	受入事業所の入会要件	新団体の賛助会員になれば、特定技能外国人を受け入れるための上乗せ要件である組合加盟証明は不要か。	製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会決定第1号（令和6年9月30日）に基づき、繊維工業、印刷・同関連業、こん包業に係る産業を行っている事業所に適用されている製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（協議会）の入会要件は、新団体の入会要件として引き継ぐ方針であり、組合加盟証明書は引き続き必要です。
28	受入事業所の入会要件	民間団体に初めて加入する際も協議会に加入する際と同様の審査があるのか。	新たに新団体加入する際、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（協議会）の入会時と同様の事項（受入事業所が行っている産業の日本標準産業分類等）の確認を行います。

No.	分類	御質問	経済産業省回答
29	現在受入れがない場合	現在、協議会に加入しているが、特定技能外国人を受け入れていない事業所が、今回入会手続を行わず、会費を納入しない場合、将来特定技能外国人を雇用する際は、改めて一から新団体への入会申請をすることが必要か。データだけ新団体に移行させて、外国人を受入れる時に会員になることはできるか。	協議会に加入しているものの、現段階で特定技能外国人を受け入れておらず、具体的に受け入れる予定がない事業所が、新団体への加入手続を行わない場合、将来的に特定技能外国人を受け入れようとする際、新団体への入会手続が必要です。 新団体の入会時に製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（協議会）と同様の入会時確認（受入事業所が行っている産業の日本標準産業分類の確認等）を行う必要があるため、審査に数ヶ月を要する見込みです。 なお、すぐに新団体の会員にならない事業所の将来的な入会に備えて、協議会所有データを移行し、手続きを簡略化できるかどうかは検討中ですので、方針が決まり次第ご案内します。
30	スケジュール	7-9月に入会申請・会費支払いとあるが、具体的な申請方法の提示は、いつ頃になるのか？	新団体への入会申請、会費支払い手続の詳細については、協議会のメールにて6月下旬を目途にご連絡しますので、今後のメールをよくご確認ください。
31	スケジュール	新団体への移行手続きは7月から9月とのことだが、新規で加入手続きをしたい場合いつまで現団体、いつから新団体への申請となる予定か	団体への新規加入の受付開始のタイミングは、移行手続の開始と同じ7月1日を予定しています（6月30日までは協議会への申請になります）。詳細は本資料 https://www.sswm.go.jp/assets/files/20250526_important_information.pdf をご確認ください。
32	スケジュール	賛助会員の申し込み時期である7月以降は、新団体への申し込みが受理された後に出入国管理局へ申請が可能になるのか。	製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（協議会）へ既に加済み入済みの事業所は、新団体が発足してからも一定の期間は、協議会の構成員であるステータスが継続します。この間は協議会の構成員であることの証明書（協議会の名簿）をもって、出入国管理局への諸申請が可能です。 なお、その一定の期間を経過した後は、協議会から退会扱いになりますので、7月～9月の間に必ず新団体への加入手続が必要となります。
33	スケジュール	現段階（2025年3月）で連絡・協議会に入会している受入れ企業は出入国管理局への在留資格申請は可能か。 民間団体に移行するまで待つ必要があるか。	協議会の名簿を示すことで申請が可能です。
34	スケジュール	新団体の初年度は、2025年10月～2026年9月となるのか。	新団体の事業年度は4月1日始まりを想定しています。
35	スケジュール	2年目以降の会費支払いは何月に請求書が届き支払月は何月になるか。	2年目以降は、翌年度分の会費の支払いを前年度の2月頃にお願する予定です。
36	会費支払いの単位	特定技能では、受入れる工場ごとに承認をもらっているが、一法人で特定技能を受入れる工場が複数ある場合は、受け入れる工場の数の年会費が必要なのか。	事業所ごとに新団体へ年会費をお支払いいただくこととなります。複数の工場で受け入れている場合は、その工場数の年会費が必要となります。
37	会費支払いの単位	1つの事業所で2つの標準産業分類で協議会に加入している場合、新団体における賛助会員の会費は、1事業所分の納付でいいのか。	1事業所の扱いになります。
38	会費支払いの単位	当社は、登録型派遣事業と請負業務を行っており、現在、工業製品製造の加入申請を進めている。派遣事業と請負業務を両方行う場合、会費は2倍になるのか。	1つの事業所で申請する場合、2倍にはなりません。ただし工業製品製造業分野では派遣事業による受入れを認めておりませんのでご注意ください。
39	会費額	受入れ機関は賛助会員になる必要があると思うが、会費はいくらか？	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）の中小企業者の定義に該当する者（注）のうち、正会員である業界団体に所属する者の事業所の年会費は6万円（2025年度は3万円）、正会員である業界団体に所属しない者の事業所の年会費は6万3千円（2025年度は3.15万円）です。 中小企業者の定義に該当しない者（大企業）のうち、正会員である業界団体に所属する者の事業所の年会費は8万円（2025年度は4万円）、正会員である業界団体に所属しない者の事業所の年会費は8万3千円（2025年度は4.15万円）です。 （注）中小企業の範囲は、中小企業基本法の中小企業者の定義に準拠し、入会する事業所を営む法人が「資本金の額又は出資の総額が三億円以下」「常時使用する従業員の数が三百人以下」のいずれかを満たす者としします。
40	会費額	業界団体に所属していない場合、何故会費が高いのか。	正会員である業界団体は新団体へ年会費を支払います。正会員である業界団体に所属し、当該業界団体へ年会費を支払っている者の事業所は、正会員である業界団体の年会費を通じて間接的に新団体へ年会費をお支払いいただいている部分があると考えられます。そのため、正会員である業界団体に所属する者の事業所と所属しない者の事業所の年会費に差を設けています。
41	会費額	正会員も賛助会員も年度途中で退会した場合の返金はあるか。	年度途中での退会への返金はありません。
42	会費額	会費支払いの発生タイミングはいつか（いつまでに退会すれば年会費がかからないか）。	既に協議会に入会している事業所は、今年度分は7～9月に会費を支払うことになります。今後は翌年度の会費を前年度の2月頃支払うことになります。事務局より年会費をお支払いいただくタイミングで会員更新の確認がありますので、その際事務局まで申し出いただければ翌年度の年会費はかかりません。
43	会費額	会費が今後増減する可能性はあるか。	まずは今回提示した水準で安定した運営に努めます。今後については、新団体の会員数動向や必要経費等を踏まえ、見直しが必要であれば、団体の手続規定に沿って進めることになります。
44	会費額	1事業所ごとに会費が必要だと承知しているが、1事業所増えるごとに2万円など負担軽減はできないのか。	まずは今回提示した水準で安定した運営に努めます。今後については、新団体の会員数動向や必要経費等を踏まえ、見直しが必要であれば、団体の手続規定に沿って進めることになります。
45	会費額	資本金に応じて細かく年会費負担を分けられないのか。中小企業だけでなく、小規模企業の区分を作ってもらえないか。	まずは今回提示した水準で安定した運営に努めます。今後については、新団体の会員数動向や必要経費等を踏まえ、見直しが必要であれば、団体の手続規定に沿って進めることになります。
46	会費額	年会費は年度途中入会の場合どうなるのか。いつのタイミングで支払うのか。	年度途中入会の場合は、原則として、入会申請が承認された日が属する月に応じた月割となります。
47	会費額	特定技能外国人一人あたりの受入れ負担金が必要か。	事業所が受け入れる特定技能外国人の人数に応じた会費をお支払いいただくことは想定しておりません。
48	会費額	会費を払えば、特定技能評価試験の合格証の発行費用は減額されるのか。	提示した年会費は、製造分野特定技能評価試験の受験料、合格証明書発行手数料が現状と同額である想定で、収支相償かつ持続的な制度運営を新団体が行うために必要な水準を設定していますので、減額はありません。
49	会費額	なぜ事業所ごとに会費をとるのか。	現在、協議連絡会は事業所単位で申請を受け付け、審査し、情報を管理しています。新団体でもこの管理を維持しますので、会費も事業所ごとにお支払いいただきます。
50	会費額	雇用している外国人の人数に比例した会費にできないのか。	新団体の経費を考えた場合、事業所ごとの入会資格審査、また特定技能評価試験の作問や実施、試験対策サービスの提供、セミナーの実施等に要する費用は、特定技能制度を活用する事業所数や、工業製品製造業分野の対象となる産業分野の数に応じた試験区分数に比例する部分が多く、雇用している外国人の人数に比例した経費構造ではないこと、また現在の協議会が事業所ごとの管理になっており、団体でも同様の管理を維持することが合理的であることから、受入れ人数ではなく、事業所ごとの会費としています。
51	会費額	会費の根拠について教えて欲しい。	昨年度の国の予算規模をベースに、ニーズの高いサービスの拡充や安定的な運営を行うための財政基盤の確保、また入会が想定される受入事業所数等を勘案して算定したものです。
52	会費の必要性	今まではどのように運営し、今回、なぜ会費が必要になるのか教えて欲しい。	特定技能制度の工業製品製造業分野の制度運営（製造分野特定技能評価試験の運営等）は現在、国の委託事業で実施しています。 2024年3月の閣議決定により、製造業分野における1号特定技能外国人の受入れ見込数が49,750人から173,300人（約3.5倍）へと大幅に増加し、対象となる業務区分も3区分から10区分へと拡大されました。このように、今後より多くの外国人が製造業分野で活躍することが見込まれており、一層の運営体制の拡充と製造現場の多様なニーズに沿った対応が不可欠となります。 業務の大幅な拡大やサービスの拡充に対応すべく、本制度の受入産業の業界団体や受入事業所が主体的に関わる仕組みを創設し、会費負担を通じた持続的な制度運営を行うため、新団体を設立することとなりました。
53	会費の必要性	技能実習から移行できる特定技能1号しか雇用するつもりはなく、試験対策は不要なため、会費を安くしてもらえないか。	試験対策は現段階で予定しているサービスの一つであり、今後、団体の収支を踏まえ、会員のニーズに沿って必要な様々なサービスの提供を検討する予定です。まずは提示した会費水準での運営にご理解をお願い申し上げます。

No.	分類	御質問	経済産業省回答
54	会費への御意見	生産性向上、国内人材確保の策として賃上げを求めていくというはということか。	特定技能制度は、生産性向上及び国内人材確保のための取組を行っても人手不足である分野に限って外国人を受け入れる制度であり、制度を利用する者は継続してそれらに取り組むことが求められています。その取組の確認手法として新団体では、受入事業所に賃上げ等に取り組んでいただくことを検討しています。具体的な内容は別途ご案内します。
55	他分野団体への加入	製造業と建設業、違う業種が社内に入り、それぞれの部署で特定技能外国人の受け入れをする場合、企業として、別の一般社団法人への加入が必要となるのか。	工業製品製造業分野に該当する産業・職種にて就労する特定技能外国人を受け入れる事業所は、この新団体への加入が必要です。また建設分野でも特定技能外国人を受け入れる場合は、建設分野の上乗せ要件も満たす必要があり、要件の一つである特定技能外国人受入事業実施法人の（一社）建設技能人材機構（JAC）に加入する必要があります。